

奈良県環境保全関係例規集 更新履歴

平成13年2月23日以降の更新履歴

- H13. 2. 27. 奈良県環境影響評価条例施行規則を追加登録した。
- H13. 9. 1. 以下の条例、規則、告示改正分を更新した。
 - ・奈良県生活環境保全条例、同規則
 - ・水質汚濁防止法第三条第三項の規定により排水基準を定める条例
 - ・化学的酸素要求量に係る総量規制基準
 - ・特定工場等において発生する騒音の規制基準
 - ・昭和四十三年厚生省・建設省告示第一号の別表の規定により知事が指定する区域
 - ・平成十二年総理府令第十五号の備考の規定により知事が定める区域
 - ・特定工場等において発生する振動の規制基準
 - ・振動規制法施行規則別表第一の付表第一号の規定により知事が指定する区域
 - ・奈良県公害防止施設整備資金融資要綱
- H14. 2. 15. 奈良県事務処理の特例に関する条例（抄）の追加登録
- H14. 7. 19 第5次総量規制の実施に伴い、COD、窒素及びりんの総量規制基準追加。
- H14. 7. 26 第5次総量規制に係る2つの告示追加、1つの告示を改正。
 - （追加）
 - ・平成十三年環境省告示第七十七号（窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法）による知事が定める測定方法
 - ・平成十三年環境省告示第七十八号（りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法）による知事が定める測定方法
 - （改正）
 - ・水質汚濁防止法施行規則第九条の二第一項第二項ただし書きに規定する知事が定める排水の期間
- H16. 4. 2 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定を一部追加
- H16. 4. 30 奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例、同施行規則を追加登録
- H16. 5. 28 （改正）
 - ・平成十三年環境省告示第七十七号（窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法）による知事が定める測定方法
 - ・平成十三年環境省告示第七十八号（りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法）による知事が定める測定方法

- H16. 7. 27. 以下の告示改正分を更新した。
 - ・ 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域
 - ・ 騒音に係る環境基準の地域類型の指定
 - ・ 振動について規制する地域
 - ・ 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定

- H16. 9. 28. 次の規則改正分を更新した。
 - ・ 騒音に係る環境基準の地域類型の指定

- H17. 3. 7. 次の規則改正分を更新した。
 - ・ 奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

- H17. 3. 29. 以下の告示改正分を更新した。
 - ・ 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定の一部改正
 - ・ 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域
 - ・ 振動について規制する地域
 - ・ 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定

- H17. 9. 22. 以下の告示改正分を更新した。
 - ・ 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域
 - ・ 振動について規制する地域
 - ・ 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定

- H18. 1. 1. 以下の告示改正分を更新した。
 - ・ 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域
 - ・ 騒音に係る環境基準の地域類型の指定
 - ・ 振動について規制する地域

- H19. 3. 1. 以下の条例、規則、告示改正分を更新した。
 - ・ 奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
 - ・ 奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則
 - ・ 奈良県生活環境保全条例施行規則
 - ・ 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域累計の指定

- H19. 6. 22. 第6次水質総量規制の実施に伴い以下の告示を追加した。
 - ・ 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準

- H19. 10. 12. 以下の条例改正分を更新した。
 - ・奈良県公害紛争処理条例
- H20. 3. 31. 以下の条例改正分を更新した。
 - ・奈良県公害紛争処理条例
 - ・奈良県環境審議会条例
- H20. 11. 21. 以下の告示改正分を更新した。
 - ・窒素含有量に係る総量規制基準
 - ・りん含有量に係る総量規制基準
- H21. 3. 06. 環境配慮指針を追加登録した。
- H21. 3. 31. 以下の告示改正分を更新した。
 - ・化学的酸素要求量に係る総量規制基準
 - ・窒素含有量に係る総量規制基準
 - ・りん含有量に係る総量規制基準

改正等一覧表

区分	名 称	最終改正日	備 考	
条例 ・ 規則	奈良県環境基本条例	H 8.12. H11.12.22	H 9. 4. 1. 施行 H12. 4. 1 施行	
	奈良県生活環境保全条例 奈良県生活環境保全条例施行規則	H13. 3.30 H18.12. 8	H13. 4. 1. 施行 H18.12.11. 施行 別表	
	奈良県環境影響評価条例 奈良県環境影響評価条例施行規則	H12. 3.30 H11.12.21		
	大気汚染防止法第四条第一項の規定により排出基準を定める条例	H 2. 3.30.		
	水質汚濁防止法第三条第三項の規定により排水基準を定める条例	H13. 8.22		
	奈良県公害紛争処理条例 奈良県公害紛争処理条例施行規則	H20. 3.31. H 6. 3.29.	H20. 4. 1. 施行 H 6. 4. 1. 施行	
	奈良県環境審議会条例	H20. 3.31.	H20. 4. 1. 施行	
	奈良県事務処理の特例に関する条例(抄)	H13.12.20.	H14. 4. 1. 施行	
	奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則	H18. 3.28. H18. 3.31.	H18. 4. 1. 施行 H18. 4. 1. 施行	
告示	水 質 関 係	公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定	S52. 2. 1. 以降順次追加	H18. 1. 1. 現在
		化学的酸素要求量に係る総量規制基準 窒素含有量に係る総量規制基準 りん含有量に係る総量規制基準 (第5次総量規制)	H14. 7.19. H14. 7.19. H14. 7.19.	H14.10. 1. 施行 H14.10. 1. 施行 H14.10. 1. 施行
		化学的酸素要求量に係る総量規制基準 窒素含有量に係る総量規制基準 りん含有量に係る総量規制基準 (第6次総量規制)	H19. 6.22. H19. 6.22. H19. 6.22.	H19. 9. 1. 施行 H19. 9. 1. 施行 H19. 9. 1. 施行
		昭和五十四年環境庁告示第二十号(化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方	S55. 6.13.	

	法) による知事が定める測定方法		
	平成十三年環境省告示第七十七号(窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法)による知事が定める測定方法	H14. 7.26.	H16. 5.28
	平成十三年環境省告示第七十八号(りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法)による知事が定める測定方法	H14. 7.26.	H16. 5.28
	水質汚濁防止法施行規則第九条の二第一項第二項ただし書きに規定する知事が定める排水の期間	H14. 7.26.	
騒音関係	特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域	H18. 1. 1.	
	特定工場等において発生する騒音の規制基準	H13. 4.17.	
	昭和四十三年厚生省・建設省告示第一号の別表の規定により知事が指定する区域	H13. 4.17.	
	平成十二年総理府令第十五号の備考の規定により知事が定める区域	H13. 1. 5.	
	騒音に係る環境基準の地域類型の指定	H18. 1. 1.	
振動関係	振動について規制する地域	H18. 1. 1.	
	特定工場等において発生する振動の規制基準	H13. 4.17.	
	振動規制法施行規則別表第一の付表第一号の規定により知事が指定する区域	H13. 4.17.	
	振動規制法施行規則別表第二の備考の1及び備考の2の規定により知事が定める区域の区分等	S52.12.26.	
悪臭関係	悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定	H17. 9.22.	H17. 9.25. 施行
要綱	奈良県公害防止施設整備資金融資要綱	H13. 3.30. 改正	

	奈良県悪臭防止対策指導要綱	H 8. 7. 8.改正	
指針	環境配慮指針	H11.12月策定	